

令和5年度財政援助団体監査結果の措置状況

財政援助団体	指摘事項等		措置状況
<p>社会福祉法人 日向市社会福祉協議会</p>	<p>注意 事項</p>	<p>日向市社会福祉協議会事務決裁及び委任に関する規程に改正漏れがあったので適切に処理されたい。</p>	<p>規程の改正については、会長専決で改正を行いました。3月理事会で改正した内容を報告予定です。</p>
<p>社会福祉法人 日向市社会福祉協議会</p>	<p>注意 事項</p>	<p>契約執行に伴い收受された見積書や着手届に受付印のないもの、また着手届が供覧されていないものが散見された。発注者、受注者間でトラブル等が生じた場合に時系列に適切に事務処理を行っていることを立証するためにも文書の受付処理が重要であるので、日向市社会福祉協議会文書取扱要綱の規定に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>監査ヒアリング後に、日向市社会福祉協議会文書取扱要綱の規定に、「文書を接受した場合は、受付印及び供覧印を当該文書の上部余白に押印するとともに、文書件名簿に次に掲げる事項を記入し、供覧に付するものとする」とあることを改めて職員会議等で周知し、適正な文書処理について指導しました。 また、今回の監査結果報告書に基づき、文書の受付処理の重要性と規定に基づく事務処理の徹底を定期的に指導します。</p>